

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第34号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴税吏員の任命)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>(1) 総務部税務課に勤務する<u>職員</u></p> <p>(2) 県税事務所に勤務する職員のうち<u>所長が指定した者</u></p> <p>(3) 香川県小豆総合事務所の長及び当該事務所の税務課に勤務する<u>職員</u></p> <p><u>(収納の事務の受託者の事務)</u></p> <p>第9条の3 地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により県税に係る徴収金の収納の事務の委託を受けた者（以下「<u>収納事務受託者</u>」という。）は、納税者から徴収金を収納したときは、納税者に領収証書を交付し、その収納した徴収金を知事が別に定める日までに指定金融機関に払い込まなければならない。</p> <p><u>2 収納事務受託者は、前項の規定により収納した徴収金を払い込むときは、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を作成し、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(税務出納員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 税務出納員には、総務部税務課の県税に関する収入事務を担当する課長補佐、香川県東讃県税事務所総務課の課長、香川県中讃県税事務所納税課の課長、香川県西讃県税事務所の次長及び香川県小豆総合事務所税務課の課長の職にある者をもって充てる。ただし、これらの職にある者に事故があるとき、又はこれらの職にある者が欠けたときは、知事が指定する<u>職員</u></p>	<p>(徴税吏員の任命)</p> <p>第1条の2 次に掲げる者を徴税吏員とする。</p> <p>(1) 総務部税務課に勤務する<u>吏員</u></p> <p>(2) 県税事務所に勤務する<u>吏員</u></p> <p>(3) 香川県小豆総合事務所の長及び当該事務所の税務課に勤務する<u>吏員</u></p> <p>(収納の事務の委託基準)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>(税務出納員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 税務出納員には、総務部税務課の県税に関する収入事務を担当する課長補佐、香川県東讃県税事務所総務課の課長、香川県中讃県税事務所納税課の課長、香川県西讃県税事務所の次長及び香川県小豆総合事務所税務課の課長の職にある者をもって充てる。ただし、これらの職にある者に事故があるとき、又はこれらの職にある者が欠けたときは、知事が指定する<u>吏員</u></p>

を税務出納員とする。

3 会計管理者は、県税事務所等における次に掲げる事務を税務出納員（総務部税務課の税務出納員を除く。）に委任する。

(1)～(4) 略

4 会計管理者は、県たばこ税及び県が課する固定資産税に係る徴収金の収入に関する事務並びにその事務につき滞納処分により差し押えた引揚物件の保管に関する事務並びに県たばこ税及び県が課する固定資産税に係る歳入歳出外現金の受入れに関する事務を総務部税務課の税務出納員に委任する。

5 略

(証券による納付又は納入)

第13条の2 略

2 略

(1) 持参人払式の小切手又は会計管理者若しくは指定金融機関を受取人とする小切手で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が受領者の所在地又は受領者が払い込むべき指定金融機関等の所在地であって、その呈示期間内に支払のための呈示をすることができるもの

(2) 会計管理者又は指定金融機関等を受取人とする郵便振替払出証書又は持参人払式の郵便為替証書若しくは会計管理者又は指定金融機関等を受取人とする郵便為替証書で、その有効期間内に支払の請求をすることができるもの

(3) 略

3・4 略

を税務出納員とする。

3 出納長は、県税事務所等における次に掲げる事務を税務出納員（総務部税務課の税務出納員を除く。）に委任する。

(1)～(4) 略

4 出納長は、県たばこ税及び県が課する固定資産税に係る徴収金の収入に関する事務並びにその事務につき滞納処分により差し押えた引揚物件の保管に関する事務並びに県たばこ税及び県が課する固定資産税に係る歳入歳出外現金の受入れに関する事務を総務部税務課の税務出納員に委任する。

5 略

(証券による納付又は納入)

第13条の2 略

2 前項の規定により納付又は納入することができる証券は、その券面金額が徴収すべき金額を超えないもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、呈示期間若しくは有効期間の満了に近いもの又は支払が不確実であると認めるものについては、税務出納員及び税務取扱員はこれを受け取することを拒絶することができる。

(1) 持参人払式の小切手又は出納長若しくは指定金融機関を受取人とする小切手で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が受領者の所在地又は受領者が払い込むべき指定金融機関等の所在地であって、その呈示期間内に支払のための呈示をすることができるもの

(2) 出納長又は指定金融機関等を受取人とする郵便振替払出証書又は持参人払式の郵便為替証書若しくは出納長又は指定金融機関等を受取人とする郵便為替証書で、その有効期間内に支払の請求をすることができるもの

(3) 略

3・4 略

第1号様式(その1)及び(その2)中「香川県事務吏員」を「香川県職員」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第4号様式（その1）（第3条関係）
（納税通知書第1片の表面）

略	個人事業税の税率表	区 分	税 率
		第1種事業	
		第2種事業	
		第3種事業（下欄に掲げるものを除く。）	
		第3種事業のうち地方税法第72条の2第10項第5号及び第7号に掲げる事業	

（納税通知書第1片の裏面）

納付場所	注意
	<p>1 略</p> <p>2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、箇年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。</p> <p>なお延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。</p> <p>3・4 略</p>

第4号様式（その1）（第3条関係）
（納税通知書第1片の表面）

略	個人事業税の税率表	区 分	税 率
		第1種事業	
		第2種事業	
		第3種事業（下欄に掲げるものを除く。）	
		第3種事業のうち地方税法第72条第7項第4号、第5号及び第7号に掲げる事業	

（納税通知書第1片の裏面）

納付場所	注意
	<p>1 略</p> <p>2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、箇年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。</p> <p>なお延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。</p> <p>3・4 略</p>

第4号様式(その2)(納税通知書の裏面)注意2及び同様式(その3)注意2中「おける公定歩合」を「おける日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。)」に、「当該公定歩合」を「当該基準割引率」に改める。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>第4号様式(その4のイ)(第3条関係) (納税通知書の表面) 略 (納税通知書の裏面)</p> <table border="1" data-bbox="241 443 745 544"> <tr> <td data-bbox="286 451 376 536">課税の 根拠</td> <td data-bbox="376 451 745 536">地方税法第145条、香川県税条例第1条</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>注意</p> <p>1 略</p> <p>2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。)に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、^{じぶん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。</p> <p>なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。</p> <p>3・4 略</p>	課税の 根拠	地方税法第145条、香川県税条例第1条	<p>第4号様式(その4)(第3条関係) (納税通知書の表面) 略 (納税通知書の裏面)</p> <table border="1" data-bbox="1232 443 1736 544"> <tr> <td data-bbox="1276 451 1366 536">課税の 根拠</td> <td data-bbox="1366 451 1736 536">地方税法第145条、香川県税条例第1条</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>注意</p> <p>1 略</p> <p>2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、^{じぶん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。</p> <p>なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。</p> <p>3・4 略</p>	課税の 根拠	地方税法第145条、香川県税条例第1条
課税の 根拠	地方税法第145条、香川県税条例第1条				
課税の 根拠	地方税法第145条、香川県税条例第1条				

(納税通知書の裏面)

課税の根拠 地方税法第145条、香川県税条例第1条

納付場所

注意

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。)に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。
なお、延滞金の確定額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。
- 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに税金及び延滞金を完納しない場合には、差押処分を受けることになりますから注意してください。
- やむを得ない理由で納期限までにこの税金を完納することができない場合は、その理由を証明することができる書類及び印章を持って納期限までに当事務所に申し出てください。

第4号様式(その5)(納税通知書の裏面)注意2、同様式(その6)注意2、同様式(その7)注意2及び同様式(その8)注意2、第4号様式の2(その1)(変更納税通知書第1片の裏面)注意2、同様式(その2)(変更納税通知書の裏面)注意2、同様式(その3)注意2、同様式(その4)注意2、同様式(その5)注意2、同様式(その6)注意2、同様式(その7)注意2並びに第5号様式(その1)(第3片の裏面)注意中「おける公定歩合」を「おける日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。)」に、「当該公定歩合」を「当該基準割引率」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>第5号様式(その2のイ)(第3条関係) (納付書の表面) 略 (納付書の裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;"> <p>注意</p> <p>納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。))に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。</p> <p>なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">略</td> </tr> </table> </div>	<p>注意</p> <p>納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。))に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。</p> <p>なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。</p>	略	<p>第5号様式(その2)(第3条関係) (納付書の表面) 略 (納付書の裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;"> <p>注意</p> <p>納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。</p> <p>なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">略</td> </tr> </table> </div>	<p>注意</p> <p>納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。</p> <p>なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。</p>	略
<p>注意</p> <p>納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。))に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。</p> <p>なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。</p>	略				
<p>注意</p> <p>納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。</p> <p>なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。</p>	略				

第5号様式 (その2のロ) (第3条関係)
(納付書の表面)

<p>この用紙は、直接機械に読ませますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。 (本欄控) 受付局→取りまとめ局→加入者</p>	<p>② 県税 年度 自動車税領収通知書</p> <p>郵便振替口座番号 加入者</p> <p>ID 税目 徴収番号 年度 期別 申告区分 申告 決議日 事 納税者番号 CD 年度</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>登録番号</td> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>徴収番号</td> <td>延滞金計算基準日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>所管事務所</td> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>取りまとめ郵便局</td> <td>延滞金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納代行会社</td> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>領収日付印</p>	登録番号	納期限	年 月 日	徴収番号	延滞金計算基準日	年 月 日	所管事務所	税 額	円	取りまとめ郵便局	延滞金額	円	収納代行会社	計	円	<p>② 県税 年度 自動車税受付票</p> <p>郵便振替口座番号 加入者</p> <p>年度</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>登録番号</td> <td>徴収番号</td> <td>所管事務所</td> <td>税 額</td> <td>延滞金額</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>領収日付印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>日 計</td> <td>口</td> </tr> <tr> <td>口数</td> <td>口</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>受付局・金融機関/店舗控</p>	登録番号	徴収番号	所管事務所	税 額	延滞金額	計				円	円	円	日 計	口	口数	口	金額	円
登録番号	納期限	年 月 日																																	
徴収番号	延滞金計算基準日	年 月 日																																	
所管事務所	税 額	円																																	
取りまとめ郵便局	延滞金額	円																																	
収納代行会社	計	円																																	
登録番号	徴収番号	所管事務所	税 額	延滞金額	計																														
			円	円	円																														
日 計	口																																		
口数	口																																		
金額	円																																		
	<p>② 県税 年度 自動車税納付書兼領収証書</p> <p>登録番号 年度</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金計算基準日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>徴収番号</td> <td>税 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>納付場所 裏面一覽表のとおり</p> <p>収納代行会社</p> <p>所管事務所</p> <p>左記の金額を領収しました。 ・延滞金額の欄に表示があるときは、延滞金計算基準日に完納されたものとして、その日までの延滞日数で計算しています。 ・裏面の注意書もよくお読みください。 ◎お問い合わせ先は、裏面に記載しています。 ◎この領収証書は、重要な証拠となりますから大切に保存してください。</p> <p>納税者の住所及び氏名又は様名称</p> <p>収入印紙不要 (納付者控)</p>	納期限	年 月 日	延滞金計算基準日	年 月 日	徴収番号	税 額		円	延滞金額	円	計	円																						
納期限	年 月 日																																		
延滞金計算基準日	年 月 日																																		
徴収番号	税 額																																		
	円																																		
延滞金額	円																																		
計	円																																		

(納付書の裏面)

注意

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。)に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

納 付 場 所

--

--

第5号様式(その4)(納付(入)書の裏面)注意、同様式(その5)(納付書の裏面)注意、同様式(その6)(納付(入)書の表面)注意、同様式(その7)(納付書の裏面)注意、同様式(その8)(第3片の裏面)注意及び同様式(その10)(納付書の裏面)注意並びに第7号様式(その1)(督促状の裏面)注意2中「おける公定歩合」を「おける日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。)」に、「当該公定歩合」を「当該基準割引率」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第7号様式 <u>(その2のイ)</u> (第3条関係) (督促状の表面) 略</p>	<p>第7号様式 <u>(その2)</u> (第3条関係) (督促状の表面) 略</p>

(督促状の裏面)

注意

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 延滞金額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、^{じっ}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算します。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

3 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに税金及び延滞金を完納しない場合には、差押処分を受けることになりますから注意してください。

(督促状の裏面)

注意

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 延滞金額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、^{じっ}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算します。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

3 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに税金及び延滞金を完納しない場合には、差押処分を受けることになりますから注意してください。

第7号様式(その2のロ)(第3条関係)
(督促状の表面)

自動車税督促状

あなたの自動車税が下記のとおり滞納となっておりますので、至急納付してください。
既に納付されている場合は、この督促状による督促とあなたの納付とが行き違いとなったものと思われるので、御了承ください。

年 度	年 度
登 録 番 号	
税 額	
延 滞 金 額	地方税法の規定による金額
納 期 限	年 月 日

年 月 日
様

香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長 印

裏面の注意書もよくお読みください。

(督促状の裏面)

注意

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 延滞金額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、閏年^{じゅん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算します。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

3 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに税金及び延滞金を完納しない場合には、差押処分を受けることとなりますから注意してください。

第54号様式中「市町収入役」を「市町会計管理者」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																																																																					
<p>第58号様式（その1）（第19条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県 県税事務所長 殿 香川県小豆総合事務所長</p> <p style="text-align: right;">市町長 印</p> <p style="text-align: center;">年度 個人県民税徴収取扱費計算書</p> <p>1 徴収取扱費</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">対象条項</th> <th style="width:40%;">徴収取扱費（県民税相当額） 円</th> <th style="width:40%;">備考（内訳）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方税法第47条第1項第1号</td> <td></td> <td>○納税義務者数 人 ○1人当たり徴収取扱費 円</td> </tr> <tr> <td>同第2号（過誤納金）</td> <td></td> <td>総額 円</td> </tr> <tr> <td>同第3号（還付加算金）</td> <td></td> <td>総額 円</td> </tr> <tr> <td>同第4号（前納報償金）</td> <td></td> <td>総額 円</td> </tr> <tr> <td>同第5号（配当割等控除額）</td> <td></td> <td>総額 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 交付時期、金額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">交付時期</th> <th style="width:20%;">7月（①×1/4）</th> <th style="width:20%;">10月（①×1/4）</th> <th style="width:20%;">1月（①×1/4）</th> <th style="width:25%;">4月（①×1/4）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付金額（円）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>（注）7月、10月及び1月に交付する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該切り捨てた端数の合計額を4月の交付額に加える。</small></p>	対象条項	徴収取扱費（県民税相当額） 円	備考（内訳）	地方税法第47条第1項第1号		○納税義務者数 人 ○1人当たり徴収取扱費 円	同第2号（過誤納金）		総額 円	同第3号（還付加算金）		総額 円	同第4号（前納報償金）		総額 円	同第5号（配当割等控除額）		総額 円	合 計	①		交付時期	7月（①×1/4）	10月（①×1/4）	1月（①×1/4）	4月（①×1/4）	交付金額（円）					<p>第58号様式（第19条関係）</p> <p style="text-align: center;">自 年 月 日 至 年 月 日 年度</p> <p style="text-align: center;">個人県民税徴収取扱費計算書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:5%;">区 分</th> <th colspan="2" style="width:15%;">算 出 基 礎</th> <th rowspan="2" style="width:5%;">算定の 単 価</th> <th rowspan="2" style="width:5%;">6 月 提出分</th> <th rowspan="2" style="width:5%;">9 月 提出分</th> <th rowspan="2" style="width:5%;">12 月 提出分</th> <th rowspan="2" style="width:5%;">3 月 提出分</th> </tr> <tr> <th style="width:5%;">前 回</th> <th style="width:10%;">今 回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">納税通知書等の枚数 ①</td> <td colspan="2">納税通知書の交付枚数</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">通知書の交付枚数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">小 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">前回までに交付された金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">差引過不足額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">県に払い込んだ県民税の金額②</td> <td style="text-align: center;">算定率</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本 税</td> <td style="text-align: center;">延 滞 金</td> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">市町が還付し、又は充当した過誤納金の額 ③</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">円</td> <td colspan="3" rowspan="3" style="text-align: center;">県民税相当額</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">市町が還付し、又は充当した還付加算金の額 ④</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">納期前納付に対し市町が交付した報償金の額 ⑤</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">上記のとおり香川県税条例第37条の規定によって送付します。</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">香川県 県税事務所長 殿 香川県小豆総合事務所長</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">市町長 印</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	算 出 基 礎		算定の 単 価	6 月 提出分	9 月 提出分	12 月 提出分	3 月 提出分	前 回	今 回	納税通知書等の枚数 ①	納税通知書の交付枚数			円	円	円	円	通知書の交付枚数							小 計							前回までに交付された金額							差引過不足額							県に払い込んだ県民税の金額②				算定率	金額			本 税	延 滞 金		計	円	円			円	円	円	円	円	円			市町が還付し、又は充当した過誤納金の額 ③				円	県民税相当額			市町が還付し、又は充当した還付加算金の額 ④				納期前納付に対し市町が交付した報償金の額 ⑤				合 計					円			上記のとおり香川県税条例第37条の規定によって送付します。								年 月 日								香川県 県税事務所長 殿 香川県小豆総合事務所長				市町長 印			
対象条項	徴収取扱費（県民税相当額） 円	備考（内訳）																																																																																																																																																				
地方税法第47条第1項第1号		○納税義務者数 人 ○1人当たり徴収取扱費 円																																																																																																																																																				
同第2号（過誤納金）		総額 円																																																																																																																																																				
同第3号（還付加算金）		総額 円																																																																																																																																																				
同第4号（前納報償金）		総額 円																																																																																																																																																				
同第5号（配当割等控除額）		総額 円																																																																																																																																																				
合 計	①																																																																																																																																																					
交付時期	7月（①×1/4）	10月（①×1/4）	1月（①×1/4）	4月（①×1/4）																																																																																																																																																		
交付金額（円）																																																																																																																																																						
区 分	算 出 基 礎		算定の 単 価	6 月 提出分	9 月 提出分	12 月 提出分	3 月 提出分																																																																																																																																															
	前 回	今 回																																																																																																																																																				
納税通知書等の枚数 ①	納税通知書の交付枚数			円	円	円	円																																																																																																																																															
	通知書の交付枚数																																																																																																																																																					
	小 計																																																																																																																																																					
	前回までに交付された金額																																																																																																																																																					
	差引過不足額																																																																																																																																																					
県に払い込んだ県民税の金額②				算定率	金額																																																																																																																																																	
本 税	延 滞 金		計	円	円																																																																																																																																																	
円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																	
市町が還付し、又は充当した過誤納金の額 ③				円	県民税相当額																																																																																																																																																	
市町が還付し、又は充当した還付加算金の額 ④																																																																																																																																																						
納期前納付に対し市町が交付した報償金の額 ⑤																																																																																																																																																						
合 計					円																																																																																																																																																	
上記のとおり香川県税条例第37条の規定によって送付します。																																																																																																																																																						
年 月 日																																																																																																																																																						
香川県 県税事務所長 殿 香川県小豆総合事務所長				市町長 印																																																																																																																																																		

第58号様式(その2)(第19条関係)

年 月 日

香川県 県税事務所長 殿
香川県小豆総合事務所長

市町長 殿

年度 個人県民税徴収取扱費変更計算書

1 徴収取扱費

対象条項	徴収取扱費(県民税相当額) 円		備考(内訳)
	変更前	変更後	
地方税法第47条第1項第1号			○納税義務者数 人 ○1人当たり徴収取扱費 円
同第2号(過誤納金)			総額 円
同第3号(還付加算金)			総額 円
同第4号(前納報徴金)			総額 円
同第5号(配当割等控除額)			総額 円
合 計		①	

2 交付時期、交付済金額

交付時期	7月	10月	1月	計
交付済金額(円)				②

3 今回4月分請求交付金額

金 円(①-②)

第95号様式の2中「香川県出納長」を「香川県会計管理者」に改める。

第96号様式（その1）及び同様式（その2のイ）中「香川県事務吏員」を「香川県職員」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																		
<p>第96号様式（その2のロ）（第47条関係）（滞納者用）</p> <p style="text-align: right;">(債権用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">差 押 調 書</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">この差押債権の取立てその他の処分を禁じます</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(所属名) 香川県職員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: right;">名[㊦]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押える。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">注意 略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	差 押 調 書			年 月 日	この差押債権の取立てその他の処分を禁じます		(所属名) 香川県職員		氏	名 [㊦]	下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押える。		略		注意 略		<p>第96号様式（その2のロ）（第47条関係）（滞納者用）</p> <p style="text-align: right;">(債権用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">差 押 調 書</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">この差押債権の取立てその他の処分を禁じます</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(所属名) 香川県事務吏員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: right;">名[㊦]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押える。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">履 行 期 限</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">注意 略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	差 押 調 書			年 月 日	この差押債権の取立てその他の処分を禁じます		(所属名) 香川県事務吏員		氏	名 [㊦]	下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押える。		略		履 行 期 限		注意 略	
差 押 調 書																																			
	年 月 日																																		
この差押債権の取立てその他の処分を禁じます																																			
(所属名) 香川県職員																																			
氏	名 [㊦]																																		
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押える。																																			
略																																			
注意 略																																			
差 押 調 書																																			
	年 月 日																																		
この差押債権の取立てその他の処分を禁じます																																			
(所属名) 香川県事務吏員																																			
氏	名 [㊦]																																		
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押える。																																			
略																																			
履 行 期 限																																			
注意 略																																			

第96号様式（その3）及び同様式（その4）、第97号様式、第98号様式並びに第99号様式中「香川県事務吏員」を「香川県職員」に改める。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																								
<p>第100号様式の7（第47条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">配 当 計 算 書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">香川県知事 印</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(香川県 県税事務所長) (香川県小豆総合事務所長)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">下記のとおり、換価代金等を配当する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国税徴収法第131条の規定によりこの計算書を作る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受</td> <td style="text-align: center;">換価財産等の名称、数量、性質及び所在</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入</td> <td style="text-align: center;">金 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">注意</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 交付期日には、この計算書及び印章を持参してください。なお、残余金がない場合には、交付場所に来所していただく必要はありません。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2・3 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	配 当 計 算 書		年 月 日		香川県知事 印		(香川県 県税事務所長) (香川県小豆総合事務所長)		下記のとおり、換価代金等を配当する。		国税徴収法第131条の規定によりこの計算書を作る。		略		受	換価財産等の名称、数量、性質及び所在	入	金 額		円	略		注意		1 交付期日には、この計算書及び印章を持参してください。なお、残余金がない場合には、交付場所に来所していただく必要はありません。		2・3 略		<p>第100号様式の7（第47条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">配 当 計 算 書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">香川県知事 印</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(香川県 県税事務所長) (香川県小豆総合事務所長)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">下記のとおり、換価代金等を配当する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国税徴収法第131条の規定によりこの計算書を作る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受</td> <td style="text-align: center;">換価財産等の名称数量性質及び所在</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入</td> <td style="text-align: center;">金 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">注意</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 交付期日には、この計算書及び印章を持参してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2・3 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	配 当 計 算 書		年 月 日		香川県知事 印		(香川県 県税事務所長) (香川県小豆総合事務所長)		下記のとおり、換価代金等を配当する。		国税徴収法第131条の規定によりこの計算書を作る。		略		受	換価財産等の名称数量性質及び所在	入	金 額		円	略		注意		1 交付期日には、この計算書及び印章を持参してください。		2・3 略	
配 当 計 算 書																																																									
年 月 日																																																									
香川県知事 印																																																									
(香川県 県税事務所長) (香川県小豆総合事務所長)																																																									
下記のとおり、換価代金等を配当する。																																																									
国税徴収法第131条の規定によりこの計算書を作る。																																																									
略																																																									
受	換価財産等の名称、数量、性質及び所在																																																								
入	金 額																																																								
	円																																																								
略																																																									
注意																																																									
1 交付期日には、この計算書及び印章を持参してください。なお、残余金がない場合には、交付場所に来所していただく必要はありません。																																																									
2・3 略																																																									
配 当 計 算 書																																																									
年 月 日																																																									
香川県知事 印																																																									
(香川県 県税事務所長) (香川県小豆総合事務所長)																																																									
下記のとおり、換価代金等を配当する。																																																									
国税徴収法第131条の規定によりこの計算書を作る。																																																									
略																																																									
受	換価財産等の名称数量性質及び所在																																																								
入	金 額																																																								
	円																																																								
略																																																									
注意																																																									
1 交付期日には、この計算書及び印章を持参してください。																																																									
2・3 略																																																									

第100号様式の8（その1）から第113号様式までの規定中「香川県事務吏員」を「香川県職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第1号様式（その1）による徴税吏員証票及び同様式（その2）による県税犯則事件調査徴税吏員証票は、それぞれ改正後の同様式（その1）による徴税吏員証票及び同様式（その2）による県税犯則事件調査徴税吏員証票とみなす。

3 改正後の第58号様式（その1）及び同様式（その2）の規定は、平成19年度以降において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成18年度以前において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。